



平成 18 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 **椿本興業株式会社**
代表者名 取締役社長 椿本 哲也
(コード番号 8052 東証・大証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 宮崎 捷
(TEL. 06-4795-8806)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 28 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 103 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号) が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。(変更案 第 5 条)
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、より効率的かつ機動的な経営を行っていくことを目的とした規定の新設を行うもので、その主な内容は次のとおりであります。
 - ① 取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を当社の機関に置く旨の規定(変更案 第 4 条)
 - ② 株券を発行する旨の規定(変更案 第 7 条)
 - ③ 単元未満株式を有する株主の権利を明確にする旨の規定(変更案 第 10 条)
 - ④ 株主総会招集地に関する規定(変更案 第 15 条)
 - ⑤ 取締役の解任に関する規定(変更案 第 22 条)
 - ⑥ 取締役会の決議について、書面または電磁的記録により可能となる旨の規定(変更案 第 27 条)
 - ⑦ 取締役、監査役及び会計監査人の責任を取締役会決議により法令の範囲内で免除できる旨の規定(変更案 第 32 条、同 第 42 条、同 第 46 条)なお、変更案 第 32 条の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (3) 上記のほか、会社法等にあわせた用語の変更を行うとともに、字句の修正ならびに条数の変更等、定款全般にわたり、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) 当社は、椿本興業株式会社と称し、英文では TSUBAKIMOTO KOGYO CO., LTD. と表示する。</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種機械器具およびその部分品ならびに付 属品の販売業 2. 各種運搬機械同付属品の販売ならびに運搬 機械装置の設計、製作および販売業 3. 前各号に付帯する据付ならびに工事請負業 4. 建設機械、車輛、船舶、航空機およびその 部分品ならびに付属品の販売業 5. 金属製品、化学製品、窯業製品、木材製品、 繊維製品、油脂製品の販売業 6. 水産物、農畜産物およびその加工品の販売 業ならびに前各号の輸出入業 7. 土木建築工事の測量、設計、管理および請 負業 8. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業 9. 前各号の付帯事業 <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的) (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p><u>第 4 条 (機関)</u> <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機 関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 条 (公告の方法) 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (株式の総数) 当会社の発行する株式の総数は、8,000万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 6 条 (取締役会決議による自己株式の取得) 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>第7条 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。 ②当会社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に<u>係わる</u>株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>第 5 条 (公告方法) 当会社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、8,000万株とする。</p> <p>第 7 条 (株券の発行) <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (自己の株式の取得) 当会社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当会社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。 ②当会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u>(以下「単元未満株式」という。)に<u>係る</u>株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 8 条 (株式取扱規則) 当会社の株券の種類および株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、单元未満株式の買取りその他株式に関する取り扱いならびにその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第 9 条 (基準日) 当会社は、毎年3月31日最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 ②前項その他定款に定めがある場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第 10 条 (单元未満株式を有する株主の権利) 当会社の单元未満株式を有する株主（実質株主を含む）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 11 条 (株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削除)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 10 条 (名義書換代理人) 当社は、株式につき<u>名義書換代理人</u>を置く。<u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>がこれを取り扱い当会社においては、これを取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条 (招集の時期) 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に<u>随時これを招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 12 条 (招集者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、その議長となる。<u>ただし取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p>	<p>第 12 条 (株主名簿管理人) 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>②<u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株式に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、</u>当会社においては、これを取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に<u>随時招集する。</u></p> <p>第 14 条 (定時株主総会の基準日) <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>第 15 条 (招集地) <u>当社の株主総会は、大阪市内で開催する。</u></p> <p>第 16 条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>②<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 13 条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>②商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>第 14 条 (議決権の代理行使)</p> <p>議決権を行使しうる株主は、当会社の他の議決権を行使しうる株主に委任してその議決権を行使することができる。</p> <p>②前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとにあらかじめ代理権を<u>証</u>する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>第 15 条 (議事録)</p> <p>株主総会の議事については、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 16 条 (員数)</p> <p>当会社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>第 17 条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または<u>本定款</u>に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>②<u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第 18 条 (議決権の代理行使)</p> <p>議決権を行使することができる株主は、当会社の他の議決権を行使することができる株主<u>1名</u>に委任してその議決権を行使することができる。</p> <p>②前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとにあらかじめ代理権を<u>証明</u>する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>第 19 条 (議事録)</p> <p>株主総会における<u>議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条 (員数)</p> <p>(現行どおり)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 17 条 (選任)</p> <p>取締役は、株主総会<u>で</u>選任する。</p> <p>取締役の選任決議については、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(新設)</p> <p>第 18 条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠および増員により選任された取締役の任期は、他の<u>現任</u>取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>第 19 条 (報酬)</p> <p>取締役の報酬は、株主総会<u>でこれを定める</u>。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 21 条 (選任)</p> <p>取締役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p>②取締役の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする</u>。</p> <p>第 22 条 (解任)</p> <p>取締役は、株主総会<u>の決議によって解任することができる</u>。</p> <p>②取締役の解任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第 23 条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>②補欠および増員により選任された取締役の任期は、他の<u>在任</u>取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>第 24 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬等<u>は</u>、株主総会<u>の決議によって定める</u>。</p> <p>第 25 条 (招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる</u>。</p> <p>②取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる</u>。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 20 条 (招集)</p> <p><u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その通知は会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。</p> <p>取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (相談役および顧問)</p> <p>取締役会は、その決議を<u>もって</u>相談役および顧問各若干名を置くことができる。</p>	<p>第 26 条 (招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p>第 27 条 (決議の方法)</p> <p><u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>②当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第 28 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p><u>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第 29 条 (相談役および顧問)</p> <p>取締役会は、その決議によって相談役および顧問各若干名を置くことができる。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 23 条 (取締役会規則) 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第 24 条 (議事録) 取締役会の議事については、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 25 条 (員数) 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第 26 条 (選任) 監査役は、株主総会で選任する。 監査役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>第 30 条 (取締役会規則) 取締役会に関する事項は、法令または<u>本定款</u>のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第 31 条 (議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> ②<u>本定款 27 条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第 32 条 (取締役の責任免除) <u>当会社は、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 33 条 (員数) (現行どおり)</p> <p>第 34 条 (選任) 監査役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。 ②<u>監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 27 条 (任期) 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠により選任された監査役の任期は、<u>退任者の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p> <p>第 28 条 (報酬) 監査役の報酬は、<u>株主総会でこれを定める</u>。</p> <p>第 29 条 (招集) 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 30 条 (常勤の監査役) <u>監査役は、互選により、常勤の監査役を定める</u>。 監査役の協議により、常勤の監査役のうちから常任監査役を定めることができる。</p> <p>第 31 条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>第 35 条 (任期) 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時まで</u>とする。 ②<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として</u>選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時まで</u>とする。</p> <p>第 36 条 (報酬等) 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって</u>定める。</p> <p>第 37 条 (招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。 ②<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる</u>。</p> <p>第 38 条 (決議の方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う</u>。</p> <p>第 39 条 (常勤の監査役) 常勤監査役は、<u>監査役会の決議によって選定する</u>。 ②<u>監査役の協議により、常勤の監査役のうちから常任監査役を定めることができる</u>。</p> <p>第 40 条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または<u>本定款</u>のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 32 条 (議事録)</p> <p>監査役会の議事については、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 41 条 (議事録)</p> <p>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第 42 条 (監査役の責任免除)</p> <p><u>当社は、監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 43 条 (選任)</p> <p><u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第 44 条 (任期)</p> <p><u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>②前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第 45 条 (報酬等)</p> <p><u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 33 条 (営業年度および決算期) 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期</u>とする。</p> <p>第 34 条 (利益配当金) <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に対してこれを支払う。</u></p> <p>第 35 条 (中間配当金) 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の<u>最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に対して中間配当金として金銭の分配を</u>することができる。</p> <p>第 36 条 (利益配当金等の除斥期間) <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、</u>当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>第 46 条 (会計監査人の責任免除) <u>当社は、会計監査人 (会計監査人であった者を含む。) の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 47 条 (事業年度) 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>第 48 条 (剰余金の配当の基準日) 当社の<u>期末剰余金配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p>第 49 条 (中間配当およびその基準日) 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を<u>基準日として中間配当を行うことが</u>できる。</p> <p>第 50 条 (配当の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、</u>当社はその支払の義務を免れる。</p>

以 上